

公募型プロポーザル実施の公示

2025 年 6 月 6 日

一般財団法人関西観光本部

次のとおり、公募型プロポーザルの企画提案書の提出を招請します。

1. 事業概要

(1) 事業の名称

令和7年度文化庁地域文化財総合活用推進事業
「通訳案内士に向けた地域の文化資源セミナーの開催事業」

(2) 事業の目的

訪日観光の個人化、案内内容の変化、観光ニーズの変化など、ツアーの形態の多様化が進むなか、通訳案内士の方が地域の文化資源に対する知見の蓄積を行うことができるとともに、その歴史に裏打ちされた魅力を通訳案内士を通じて伝えることのできるツアー造成の仕組みを構築することを目指し、多くの訪日旅行者を魅了する地域の文化資源をテーマとする通訳案内士の人材育成事業を実施する。

(3) 事業の概要

- I 文化資源セミナー動画の作成
 - II セミナー動画の視聴対応 (WEB サイト作成) とアンケートの収集・分析
 - III その他
- ※事業の詳細については、添付の募集要領・仕様書に記載のとおり。

(4) 委託金額の上限

3,360,000 円 (消費税及び地方消費税の額を含む)

2. 参加資格要件

- (1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する「暴力団」に該当しないほか、第32条第1項各号に掲げる者に該当しないこと。
- (3) 過去に本事業と同規模又は同趣旨の事業の実績があること。

3. 手続等

(1) 担当部局

〒530-0005 大阪市北区中之島2丁目2番2号 大阪中之島ビル7階
一般財団法人関西観光本部内 関西広域文化観光資源活用地域活性化実行委員会
担当 野村・長田・木村
メールアドレス: soki-sinsei@kansai.or.jp

(2) 応募期間、及び応募方法

ア 応募期間: 2025年6月6日(金)から2025年6月20日(金) 17:00まで。

イ 応募方法: 全書類を下記URLよりダウンロードし、応募申込書は電子メールにて上記(1)に提出のこと。

募集要領 URL1: https://kansai.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2025/06/募集要領_s250606.pdf

仕様書 URL2: https://kansai.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2025/06/仕様書_s250606.pdf

評価要領 URL3: https://kansai.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2025/06/評価要領_s250606.pdf

評価基準 URL4: https://kansai.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2025/06/評価基準_s250606.pdf

様式 1～5 URL5: https://kansai.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2025/06/様式1～5応募申込書_s250606.docx

※応募申込書は上記期限内の到着分を有効とする。

(3) 企画提案書の提出期限、提出先及び方法

2025年6月20日(金) 17:00までに電子メールと郵送の2つの方法にて提出のこと。

提出先は上記(1)に同じ。

募集要領に基づき正本1部(社名あり)・副本5部(社名なし)提出のこと。

※上記提出期限は、データ送付期限を指す。

※別途郵送にて、同部数を提出のこと。

(4) 質疑の受付期間

2025年6月13日(金)17:00まで ※メールでのみ受付

質疑のあった事業者への直接回答、並びに当本部 HP にて順次全て掲載し、閲覧に供する。

閲覧場所 URL:<https://kansai.or.jp/notice.html>

(5) 説明会の日時及び場所等

説明会は行わない。

(6) 企画提案に関するプレゼンテーションの日時

文書審査のみとし、プレゼンテーションは行わない。

4. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 : 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 : 上記3.(1)に同じ。

(3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。

(4) 選定委員会に提出された提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。

(5) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効とする。

(6) 特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。

(7) 企画競争の実施結果として、以下の項目について、特定通知後速やかに公表し、公表の翌日から1年間は公表することとする。

① 相手方を決定した日

② 候補者の名称

③ 評価基準

④ 参加者名称(候補者を含む)

⑤ 審査結果(評価項目ごとの選定委員の評価点の合計)

※参加者(候補者を含む)の名称は五十音順で表記し、審査結果は総合点の点数順で表記する。

※参加者が2者の場合、次点者の得点は公表しない。

※審査結果は、参加者の名称が特定されないように記載する。

(8) 企画提案募集の詳細は募集要領による。

(9) 企画提案書は、提案者がこの事業を委託する事業者として最適かを判断する材料とするものであり、提案内容をそのまま採用するものではない。

以上